

いわて旅応援プロジェクト第2弾（延長・ブロック拡大） いわて応援クーポン誓約書

1. 下記利用内容について理解し、いわて応援クーポンを使用します。

- | |
|---|
| <p>1) 発行金額と給付額
1人泊または1人旅行当たり2,000円（1,000円券×2枚）</p> <p>2) 有効期間
発行日から10日間。
ただし2022年5月23日(月)以降発行の場合は2022年6月1日(水)まで</p> <p>3) 利用可能店舗
本事業への登録を受けた岩手県内の店舗
(土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。)</p> <p>4) クーポン券の取り扱い方</p> <ul style="list-style-type: none">・クーポン券と現金の交換はできません。・クーポン券の額面（1,000円）以下の金額の利用の場合であっても、お釣りはお渡ししません。・クーポン券による支払で不足する分は現金等でお支払いください。・クーポン券を利用して購入した商品（サービス）を返品する際に返金はできません。・クーポン券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び受託者は責を負いません。 |
|---|

2. いわて応援クーポンの盗難・不正利用・転売はしません。

3. 観光庁「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」等の記載内容に準じて、本人及び同行者全員の予防接種済証等又は検査結果通知書と本人確認ができる書面を確認することに同意します。

予防接種済証等又は検査結果通知書は有効期間内であることを確認し提示します。

【岩手県居住者の方】

- ・予防接種済証明書等は、旅行開始日及び宿泊初日を基準に2回目の接種日から14日以上経過したもの
- ・検査結果通知書は、旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの

【岩手県以外の居住者の方】

- ・予防接種済証明書等は、旅行開始日及び宿泊初日を基準に3回目の接種日以降のもの
※ ただし、宮城県居住者の方が令和4年3月28日から3月31日までに予約した場合、及び秋田県居住者の方が令和4年3月29日から3月31日までに予約した場合は、2回目の接種日から14日以上経過したものでも可能です。
- ・検査結果通知書は、旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの

4. 万が一キャンセルする場合は、いわて応援クーポンを返却します。

また、返却できないいわて応援クーポン券が生じた場合は、相当額を現金で返金します。

5. 新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や災害発生等の影響により、利用できなくなる場合や有効期間が短縮される可能性があることを理解し利用します。

6. ご予約の宿泊施設・旅行会社から、いわて応援クーポンを人数・泊数分、不足なく受け取りました。

ご署名日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

お客様ご署名 _____